

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目次

- 示 国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 健康保険法による保険医の登録
- 健康保険法による保険医療機関の指定
- 健康保険法による保険薬剤師の登録
- 新に行なおうとする土地改良事業の認可
- 町営土地改良事業の認可
- 建築基準法施行規則による道路の位置の指定
- 土地の用途廃止
- 道路交通法による騒音の実施

## 告示

### 鳥取県告示第五百三十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年十月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養所の名称	所 在 地	申出の受理の年月日
入江内科医院	鳥取市西町二丁目二二	昭和四十一年九月一日
堀江齒科医院	米子市錦町一丁目五	八月四日

### 鳥取県告示第五百三十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十一年十月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の番号	登録年月日
藤井 省三	東伯郡東郷町小庭谷二七	鳥医一、二二七	昭和四十一年八月十八日
吉岡 淳夫	鳥取市古市一四八番地	一、二二八	
石川 敏	一五〇番地	一、二二九	
高賀 謙	米子市西町二一八番地	鳥薬 一六六	七月二十八日
五明田美佐子	同三御一、一一六	一六七	



